



第5回原子力委員会  
資料第1-1号

14諸文科科第4706号

平成15年 2月14日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



株式会社日立製作所による日立エンジニアリング  
株式会社の原子炉の譲受けについて（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）  
第39条第1項の規定に基づき、株式会社日立製作所 代表取締役社長 庄山悦  
彦から平成15年1月14日付け93B-HR-0001をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第39条第3項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第39条第3項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第39条第3項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

#### 1. 法第24条第1項第1号(平和利用)

本件申請は、株式会社日立製作所が日立エンジニアリング株式会社王禅寺事業所に設置された原子炉(HTR)を譲り受けるためのものである。HTR原子炉施設は、原子炉本体の炉心等が解体され、使用済燃料及び放射性固体廃棄物が保管管理されている。

従って、株式会社日立製作所が譲り受ける原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれないと認められる。

#### 2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本件申請は、株式会社日立製作所が日立エンジニアリング株式会社王禅寺事業所に設置された原子炉(HTR)を譲り受け、引き続き解体を継続するものである。

従って、本件譲受けによって我が国の原子力の研究開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれないと認められる。

#### 3. 法第24条第1項第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本件申請に係る譲受は、譲渡者である日立エンジニアリング株式会社が譲受者である株式会社日立製作所の連結決算対象会社であり、譲受者が譲渡者の原子力関連事業を吸収分割することに伴うものである。本件申請に係る原子炉は、他の原子力関連事業資産と共に一括して譲渡者から譲受者へ承継されるものである。

従って、譲受後の株式会社日立製作所には、十分な経理的基礎があると認められる。